

3月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成29年3月14日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第1研修室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、川上係長
	理事者	【教育委員会】 北谷教育総務部長、梅田学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、岡崎教育総務課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、中図書館政策課長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、梅田保健給食課長補佐、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長 【市長部局】 中井人事課長、大前こども園推進課長
開催形態	公開（傍聴人 なし）	
議題	<p>1 教育長報告 （1）第69回優良公民館表彰の受賞について</p> <p>2 議事 議案第68号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について 議案第69号 平成29年4月市費支弁教職員の人事について 非公開 議案第70号 平成29年4月県費負担教員の人事について 非公開 議案第71号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について 議案第72号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>3 その他 （1）奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 第69回優良公民館表彰の受賞については、了承した。</p> <p>2 議事 議案第68号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議については、可決した。 議案第69号 平成29年4月市費支弁教職員の人事については、可決した。非公開 議案第70号 平成29年4月県費負担教員の人事については、可決した。非公開 議案第71号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定については、継続審査とした。 議案第72号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p> <p>3 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、了承した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育総務課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>委員長</p>	<p>皆さんおそろいですので、これから始めたいと思います。 今年度最後の定例教育委員会ということになります。ご協力、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育総務部長</p>	<p>教育委員会会議にて審議を要する追加の案件が1件ございます。内容につきましては、教育長報告といたしまして「第69回優良公民館表彰の受賞について」ということとさせていただきます。追加案件としてご審議していただきたく、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま教育総務部長より審議の要請がありましたが、委員の皆様には、この案件を追加審議してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>委員長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、開会の前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先にお送りさせていただきました資料につけ加えまして、先ほど追加案件となりました教育長報告の(1)「優良公民館表彰の受賞について」</p>

	<p>は、ただいま配布をいたします。また、議案第68号は当日配付となっております。</p> <p>議案第69号、第70号につきましては、当日配付ですが、関係課のみでの審議として予定をさせていただいておりますので、そのときに配付をさせていただきまして当日に回収させていただきます。</p> <p>議案第71号につきましても当日配付になっております。 以上です。</p>
委 員 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご確認をお願いしたいと思います。</p>
教育総務部長	<p>委員長。</p>
委 員 長	<p>はい、どうぞ。</p>
教育総務部長	<p>本日、理事者の保健給食課長が欠席しておりますので、保健給食補佐の梅田を出席させたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委 員 長	<p>結構でございます。</p> <p>それでは、本日の委員会は全員出席しておりますので、委員会は成立いたしました。</p> <p>ただいまから3月の定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、中室委員、畑中委員、お二人をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>はい。</p>
委 員 長	<p>本日は傍聴人がいらっしゃいませんので、早速本日の案件に入りたいと思います。</p> <p>本日の案件は、ただいまご追加案件として了解いただきました教育長報告が1件、議事が5件、その他1件、合計7件であります。</p> <p>なお、本日の案件のうち、議案第69号及び第70号は人事に関する案件でありますため、非公開として審議すべきだと思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第69号及び議案第70号は非公開と決定いたします。</p> <p>なお、この議案第69号と第70号は人事案件ですので、関係課のみでの審議といたしたいと思います。</p> <p>それでは、早速公開の案件から入っていききたいと思います。</p>

まず、教育長報告（1）「第69回優良公民館表彰の受賞について」、生涯学習課長、ご説明をお願いします。

生涯学習課長

教育長報告 教育総務部生涯学習課 「第69回優良公民館表彰の受賞について」、このことについて、下記公民館が優良公民館表彰審査委員会の審査の上、文部科学大臣により優良公民館表彰館として決定されましたので、報告いたします。

本日付、教育長名でございます。

被表彰公民館につきましては、奈良市鳥見町二丁目9番地の富雄公民館でございます。

この第69回優良公民館表彰でございますが、資料1ページをご覧ください。

市教育委員会より推薦しておりました富雄公民館の受賞が決定し、3月1日に文部科学大臣より表彰を受賞したところです。全国で73館が表彰されており、奈良県内では唯一、富雄公民館のみが受賞しています。奈良市においては5年連続の受賞ということになります。

富雄公民館につきましては、宅地開発等により新しい集合住宅の建ち並んだ住宅地があり、子育て世代の増加も著しいところです。そんな中、子育てに対する情報交換の機会の提供が求められていることに着目して、「とみお☆カンガルーくらぶ」を4年前より実施し、音楽や体操など、さまざまな体験を通して親子が一緒に楽しみ、子どもたちの成長とともに喜び、学び合う場を提供しています。この講座は、就学前の子どもが集団遊びになれるとともに、親子間の触れ合いを深めることを目的として開催され、参加者同士の交流を深め、子育てに対する精神的負担の軽減を図っているところでございます。

また、自治会の会議の出席や地域の行事に積極的に出向くなどして地域の現状や学習ニーズを把握し、小学校や社会福祉協議会、近隣の大学とも連携・協働した体制づくりに努め、地域の活性化へとつなげた公民館運営が認められたところでございます。

以上、報告させていただきます。

委員長

ただいまの報告のとおり、奈良市立富雄公民館が優良公民館として文部科学大臣によって表彰されました。既にもう終わっていて、行かれたのですね。代表の方が。

生涯学習課長

はい。館長が行ってくれております。

委員長

富雄公民館というのは、奈良市に二十幾つある公民館の中でも公民館活動の活発な公民館として常に評価が高いんですが、そういう長年続いた功績もあわせて受賞されたのだらうと思います。

ご意見とか感想とかあれば、よろしくをお願いします。特にございませ

教育総務課長

んでしょうか。

それでは、ご意見もないようですので、教育長報告（１）「第６９回優良公民館表彰の受賞について」は了承いたします。

それでは、公開の議事に入ります。

まず、議案第６８号 「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について」、教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

まず、資料の配付が当日になり申しわけございませんでした。

議案第６８号 教育総務部教育総務課 「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について」、このことについて、別紙のとおり協議しようとする。

本日付提出、委員長名でございます。

まず、資料の３ページをご覧ください。新旧対照表になっております。現在、教育委員会の事務の補助執行に関しましては、本協議書をもちまして教育委員会に属する事務を市長部局で補助執行していただいております。この中で幼稚園に関する事務につきましては、幼保再編推進にかかわり平成２３年度より段階を追って補助執行を進めておりますが、市立の認定こども園は幼保連携型認定こども園に移行しており、教育委員会が所管をしていた幼稚園型認定こども園は、現在はもうない状況にあります。そのことから、現在の協議書の中に記載されております補助執行の事務から「認定こども園」という表記を削除しようとするものでございます。

４ページをご覧ください。

あわせて、現在補助執行をしている事務の１７番「私立幼稚園の助成に関すること。」につきましては、本来、市の事務であり、教育委員会が市より事務委任を受けている「私立学校に関すること。」に含まれます。そのため、当該事務につきましては協議書から削除し、本来の市の事務に戻したいと考えております。

これに関しましては、資料の８ページ、教育委員会の事務委任というところに載せさせていただいていますが、事務の２番「私立学校に関すること。」になります。

この項目の中には学校のこととか私立幼稚園の助成に関することも含まれておりますので、後日改めてこの「私立学校に関すること。」に括弧書きで「私立幼稚園の助成に関することを除く」という表現を加えた形で市長部局のほうから協議依頼が来ることになっております。したがって、この「私立学校に関すること。」の中で私立幼稚園の助成に関することを除いた部分につきましては、引き続き教育委員会は市長部局より事務委任を受けることとなります。

私立幼稚園の助成に関することにつきましては、私立幼稚園に対する運営補助の事務、あわせて就園奨励費の事務がございます。いずれも子ども未来部の保育所・幼稚園課で補助執行していただいております。

	<p>残ります私立学校に関することにつきましては、教育総務課で執行しております就学援助費、あわせて学籍を伴います就学事務が該当します。その部分につきましては、市長部局から事務委任を受けるということになります。</p> <p>以上のことから、地方自治法第180条の7の規定に基づきまして協議をしようとするものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p>
委 員 長	<p>認定こども園というのは幼稚園型がなくなり、こども園については教育委員会から外れるというであります。幼稚園は残っておりますので、幼稚園に関しては依然として教育委員会の執行ということになります。</p> <p>また、私立の幼稚園に対する就園奨励を除いて、市長部局に入るということを協議したいという議案です。</p> <p>ご意見やご質問があれば承ります。</p>
金 春 委 員	<p>現段階では幼稚園型がまだあるということですね。</p>
委 員 長	<p>幼稚園はあるんですけど。</p>
教育総務課長	<p>幼稚園型こども園はありません。全て幼保連携型に移行しました。</p>
委 員 長	<p>幼稚園はあります。</p>
金 春 委 員	<p>認定こども園ができた当初、幼稚園型がありましたね。</p>
教育総務課長	<p>当初はありましたが、もう全部統合された形になってしまいました。</p>
金 春 委 員	<p>幼保連携で統合という形ですね。</p>
委 員 長	<p>だから、もう今は「認定」という文言がないんですね。</p>
教育総務課長	<p>こども園という文言は、表記として使用いたしますので。</p>
委 員 長	<p>通用していますよね。</p>
金 春 委 員	<p>それでは、全くすみ分けがなくなると理解したらよいのですね。</p>
教育総務課長	<p>奈良市では、全て幼保連携型認定こども園ですので、市長部局の所管になります。</p>
委 員 長	<p>このことの本質論については、議論があろうかと思いますが、事務執行</p>

の問題はこういう形で整理をするということでもあります。
それでは、ご質問は特にございませんようでしたら、採決をさせていただきたいと思います。

議案第68号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第69号、第70号は非公開ですので、議案第71号「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について」、ご説明させていただきたいと思います。

教 職 員 課 長

議案第71号 教育総務部教職員課 「奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の制定について」、このことについて、別紙のとおり要綱を新たに制定しようとする。

本日付、委員長名でございます。

今年度より開始しております教職員の人事評価制度は、次年度の勤勉手当に反映される自己申告評価と次年度の昇給等に反映される総合評価がでございます。過日の定例教育委員会において、市支弁の教職員については、その要綱をご審議いただき、決定をいただいたところでございます。

現在、県費負担教職員及び市支費弁教職員について、申告書に基づく評価の開示面談を教員と評価者との間で行っているところでございます。本人がその評価について納得をしなかった場合、まずは教職員課において対応させていただき、最終的に、新たに設置します苦情処理委員会でご審議、解決を図ることとなります。今回、この苦情処理委員会の仕組みについて、要綱としてご提案させていただくものでございます。

内容といたしまして、委員会は3名の委員で構成され、委員長は教育総務部長、副委員長に教育総務部次長を充てます。残る委員として教職員課長を充て、3人で対応をしていくという要綱でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委 員 長

要綱(案)は1～2ページにあるところを読めば良いですが、ですけど、4～5ページにわたるところの説明は要りませんか。説明を伺っておいたほうがわかりやすいですので、お願いをいたします。

教 職 員 課 長

苦情処理の目的でございますが、人事評価の公平・公正性、客観性、透明性を担保するものでございます。苦情相談の対象につきましては、総

合評価と自己申告という人事評価全般ということでございます。

また、相談手続につきましては、本人、教職員から委任を受けました組合が教職員課に申し出をし、一旦そこで相談をさせていただいた後、委員会を設置するというのであれば、委員会にかけていき、最終的な判断をさせていただくというものでございます。

5ページでございますが、流れをお示ししておりまして、評価者から苦情処理委員会に対し、3ページの苦情処理申出書を書面で提出いただきます。それについて3名の委員をもって設置する苦情処理委員会の中で審議をし、本人からの聞き取り、また説明等、調整等も行った上で、最終的な評価の妥当性について、評価者が下した評価が妥当であったかどうかということについて最終的な結論を出していただくというものでございます。

委 員 長

流れとして、4ページの中心にあるここになるんだろうと思いますが、教職員課に対する苦情相談というものがあって、ここで納得が得られなければ苦情処理委員会に上げていくという流れになるんだろうと思います。

4ページの①のところにあります苦情処理委員会への「苦情相談」フロー、被評価者、これは教職員をいうと思いますが、または委任を受けた職員労働組合とありますが、この職員労働組合という部分はかなり重要なことですか。

教 職 員 課 長

今回、県費負担教職員が主でございますが、人事評価を導入するときに丁寧な対応をしていくということで、労働組合を含めて話し合いの中でこの仕組みを作り上げたという県から聞いておりますので、奈良市教職員組合及び公立学校教職員組合のほうから申し出があれば、お話をさせていただくこととなります。

委 員 長

じゃ、もう既にこの要綱（案）を作成する過程で職員労働組合などとの話し合いもあったということになるんですか。

教 職 員 課 長

仕組みを導入する時点で苦情処理という仕組みを設置する流れは決まっておりますが、それをどのようなものにしていくかを県と市とで考え、その中で労働組合の立場をしっかりと聞いていこうということでございます。

委 員 長

これは県費の教職員にかかわる問題なんですか。

教 職 員 課 長

はい。もちろん一条高校もございますので、一条高校も同じ仕組みでさせていただきますと思います。ですので、市立学校全てが関わってきます。

委 員 長	市費の場合もそこに含めて考えるということですね。
教職員課長	はい。
教 育 長	県もこの組織は同じなんですか、メンバーは。
教職員課長	奈良県の場合は県立高等学校が対象となりますが、メンバーは、委員長は教育長、副委員長に企画管理室長、委員に教職員課長と聞いております。
教 育 長	3人。
教職員課長	それで奈良市の場合は教育総務部長がおりますので、メンバーにと考えております。
教 育 長	教育総務部長と次長と教職員課長でやるということですね。
教職員課長	はい。
教 育 長	一時的に教職員課で申し出を受けて相談するメンバーとこの処理委員会のメンバーは変わらんと違うの。
教職員課長	教職員課長はダブってはおりますが。
教 育 長	でも、上司は次長であり部長ですよ。同じラインのところにいる人がもう一回処理委員会で処理するというのはどうなんですかね。最終、私がこれに責任を持つとして、こここのところのメンバーというのは、今言ったメンバーは逆に外れてもらったほうがいいのではないかと。一時的に聞く人と処理する人というのはもっと違う人ではないのかなと思うんですが。 組合との対応や個人の訴えへの対応を行うときに、同じメンバーで同じように仕組みをかえて聞いているだけでいいんですか。教員から法的に訴えは出てきませんか。それに対して受けて立つという構えは要らんのですか。
教職員課長	より公平性のある評価をしていくという観点で見れば、本来は第三者という外部の者を入れていくというのが本筋ではないと思うところではあります。ただ、内部の人事に関する案件でございますし、導入当初でもございますことから、それを外部の者が評価していくということが、適切かどうかという議論もあったのかと思いますが、現時点では、

	市としては、総務部以下で対応させていただくのが適切ではないかと考えているところでございます。
教育総務部長	訴訟となったら弁護士等に、これは委員会で相談することになるわけですよ。
教職員課長	訴訟は訴訟でございます。これはあくまでも苦情処理委員会としての最終判断に対して不服であり、裁判を受けられるのであれば、苦情処理委員会として裁判に対応していくこととなります。
委員長	今、教育長がちょっと疑問に思われたというのは、要するに苦情相談のプロセスのところで関わってきている人が、また委員会へ提訴があったときに同じ人が出て行って、現実問題としてそれでやっていけるんだろうかと言うことです。
教育長	そういうことです。 それと処理をして訴えをしてきたときに、内部の者だけの観点で、それは聞きませんよというような判断をしたときに、それは今の話からすると弁護士さんに委ねることになるのですが、そういう目線を前もって入れとかないでも良いのだろうか思うのです。一度こじれ出したらずっとやっていくことになるのですが、どこかで引いて妥協するとかということはないですよ。だから、もつのかなというふうに懸念をします。ここが心配です。
委員長	委員会というのは、その決定のいかんによって裁判の問題になったりします。
教育長	もちろん裁判になったら受けていきますが、受けるまでにもう少し透明性のある、公平性のある緻密な精査が要るんじゃないかと案じられます。
委員長	ということは、外部の委員をお一人入れたほうが良いというご意見でしょうか。
教育長	入れたほうがより良いのではないかと思ったりもするんですが。
委員長	今の教育長のご意見に対してどうでしょう。何かご意見があれば。
金春委員	苦情を出した者が相談する相手はその委員会のメンバーですか。
委員長	委員会へ行くまでに教職員課で相談するじゃないですか。それではとて

も解決がつかんというときに委員会ということになるわけです。そのときに同じメンバーが判断をしていくことになります。委員会というのはある意味、公的な権限と責任がある主体になりますから、同一のメンバーであったっていいかもしれませんが。

金 春 委 員

直接関与した者が委員会に入ってしまうと、判断に感情が入ってしまうおそれがあります。大体、こういう苦情云々というのは感情が入りやすい案件が多かろうと思いますから、そうすると、冷静な形で公平な判断を求めるということであれば、苦情を受けるというのと審議するというのは別の人が担当したほうが本来はいいと思います。感情が入り出すとこじれるのは常だと思います。

委 員 長

その第三者という場合に外部の者と。それはできたら弁護士のような人がいいとなるんでしょうか。

金 春 委 員

いや、要は、直接聞くのではなくて、委員会は委員会で独立していたら良いのではないのでしょうか。聞き手は聞き手で別の組織というか、受け付けから書面なり何がしかの連絡が入ってという形で、もう全く案件として上げるだけのことで、直接相対した者が審議に入ってしまうとどちらかの肩を持ったりとかということが起こりかねないという気がするんですよね、感情が入ってしまうから。

委 員 長

教職の要綱（案）によりますと教育総務部長が委員長という形になっているのですが、今ここで起きている疑問との絡みで何か前に進めるような話がありますか。

教育総務部長

私がこの中身として整理していたことは、まず教職員がこのことに苦情を申し立てるということについては、一旦自分の評価について開示を求めたときに初めて中身がわかるということでございます。そのことをもって教職員課のほうで課長以下の職員で対応をする段階では、教育総務部長という職責と次長という職責は相談を受けた時点では入っていないと。それで一旦、事務局で解決できなかったことを委員会で受けた段には、違う判断者がいるという認識でした。そこで解決できないものは、もちろんその時点で外部の弁護士であるとか、そういう専門家と議論をして返すというイメージを持っておりましたので。

ただ、おっしゃるように、そこに外部の例えば弁護士であるとか、もっと客観的に計理士であるとか、会計士であるとか、そういうものを入れるということも一つの議論にはなるかと思います。本日、ご意見をいろいろ賜りましたので、その部分をこちらで議論をもう一度させていただき、その結論をまた委員長に報告したいと思います。そして、これは4月1日から改正をしなければいけませんので、そのことのご説明をさ

せていただいてご議決をいただくということで、一旦事務局のほうでお預かりするということでもよろしいでしょうか。

委 員 長

今お聞きしたら、教職員課に持ち込んで相談をといるときには、ここでの委員長、副委員長である教育総務部長と次長とは入らないということですから、同一人物ではないわけですね、内部の人物ではあるけれども。

教育総務部長

ただ、ラインということでしたね。

委 員 長

だから、その点についての疑義が今、教育長からあり、また、その場には外部の第三者を1人充てたほうがいいのではないかというご意見もあったところですが。しかし、教職員課では4月1日に改正施行したいわけでしょう。

教職員課長

はい。早急に。

委 員 長

だから、今、教育総務部長がおっしゃったようなことを受け入れるとすれば、もう一回臨時の教育委員会を開かなければならないですよ。組織の問題のこともありますから。だからその時に間に合えば、恐らく1週間か10日以内ということになりますが、そういう形でということでしょうか。教育長のお考えもお聞きしたいのですが。

教 育 長

最終的に私が処理をしなければならないとは思いますが、疑問に思ったり不安に思ったりしましたので、投げかけをしたのです。ただ議案として提案しているのに大変申しわけないなという気持ちがありますが、もう一度議論をさせていただきたいと思います。

委 員 長

そのほうが良いかもしれません。

教 育 長

初めての仕組みですので。今言われたように、何か県の場合は教育長が処理委員会の委員長になっているようですが、その意図されているところも分からないのですかね。ただ、教員の給与にまではね返ってくる制度ですので、そんなにいかないのかなあと思うんですが。もうちょっと専門的に組み立てが、構築が要るのではないかなというふうに思うんですが、どうなんでしょう。内輪だけで耐え切れますか。

教育総務部長

教育長に苦情処理委員会に入ってくださいと、いきなり教育長がその中に巻き込まれる次第になりますので、私どもは意図して、教育長を最終の人事の責任者として外しています。このことも含めて、今、教育長からおっしゃっていただいたように、もう一度議論をしたいと思います。

教 育 長	だから、もちろん私を含め、部長達も全部離れた遠いところの存在をつくったほうがいいのではないかと思うのです。遠いところで話し合いをしてくれというわけにいきませんので、メンバーが混在しているところのほうがいいのかなと思ったりもするんですけども。
委 員 長	議案として上ってきたわけですけれども、その議案を最終的に判断をされた教育長も疑義を呈されたし、また、案の作成にかかわり合った教育総務部長も先ほどのようなご発言であったので、一旦事務局で再度議論をしていただきますでしょうか。
教育総務部長	はい。
委 員 長	それで教育長、よろしいですか。
教 育 長	はい。
委 員 長	では、そのようにして再度ご提出願います。そしたら、皆さんよろしく。それでは、議案第71号は継続審議といたします。 続きまして、議案第72号 「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長、お願いいたします。
文化財課長	1ページをご覧ください。 1月の定例教育委員会のご議決をいただきました文化財保護審議会に対する市指定文化財の案件につきまして諮問をいたしました。それに基づきまして、奈良市文化財保護審議会より、2月2日付で奈良市指定文化財について指定することが適当であるという答申をいただいております。 今回提示しております指定候補につきましては、続きまして2ページをご覧ください。 28年度の指定候補一覧につきまして掲げさせていただいていますが、今回は4件ございます。建造物1件、絵画1件、彫刻2件、合わせて4件でございます。 この内容につきましては、さきの諮問をお諮りした段階でご説明申し上げまして、指定候補品目ということで3ページから17ページに詳細を掲げさせていただいていますが、18ページ以降にその内容についてまとめさせていただいております。18ページ以降をご覧くださいようお願いいたします。 まず、18ページでございます。 八幡神社能舞台、これは、奈良市月ヶ瀬石打の八幡神社にございます能舞台でございます。 建物の梁の仕口、建物の部材の中に宝暦11年という銘がございますの

で、江戸時代につくられたものという建造年代が明らかになっているもので、なおかつ、現存している最古のものというふうに考えることができるということでございます。昭和57年に既に月ヶ瀬村の指定文化財に指定されておりましたが、今回、奈良市の指定文化財の要件を満たすものということで、指定案件に挙げさせていただいているものでございます。

続きまして、指定候補2ということで、絹本著色地蔵十王図4幅でございます。

これは地蔵菩薩の1幅と十王図3、合わせて4幅ということで、奈良市来迎寺町にございます来迎寺に残っておるものでございます。これも昭和45年に都祁村の指定文化財に指定されておりましたが、今回変更を加えまして、奈良市の指定文化財の条件を十分満たしているということでございますので、指定候補として挙げさせていただいているものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

以後は彫刻でございますが、木造地蔵菩薩立像、奈良市中院町の元興寺にございます地蔵菩薩でございます。

これは宿院仏師定正の銘がございまして、年号としまして天文15年(1546年)の銘がございまして、つくられた年代とつくった仏師の名前がわかるものとして非常に貴重なものと考えているものでございます。また、本来、地蔵は錫杖と宝珠を持ってございます。これは少し違った形でございまして、当時の宿院仏師がつくっております伝統を尊重する保守的な造像風土を考える上で重要という評価をいただいております。このことから、指定候補として挙げさせていただいているものでございます。

最後は木造十王坐像でございますが、奈良市西紀寺町の正覚寺の十王坐像でございます。今現在、3体の坐像が残っております。

これは、それぞれに天文21年の制作年、そして、先ほどの地蔵菩薩と同じように宿院仏師の作者名が記されているものということで、当時の宿院仏師の活動を知る上での資料的価値が高いものと判断されておりますので、指定候補として挙げさせていただいております。

以上4件につきまして、文化財保護審議会の指定物件としてふさわしいという答申をいただいておりますので、今回指定しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委 員 長

それぞれの候補を今回説明していただき大変わかりやすいと思えました。文化財保護審議会で何か我々の参考になるようなご意見等がございましたでしょうか。

文化財課長

それぞれの物件につきまして、先生方に現地も視察していただきまして、特に八幡神社能舞台につきましては、江戸時代のものがつくられた

	<p>当時の部材をそのまま残した形で今に残っている非常に貴重な例であるのご指摘をいただきました。</p> <p>残りのものにつきましても、先ほど説明の中でも申しましたが、それぞれに奈良市の文化財ということで、貴重なものだというご指摘をいただいております。</p>
委 員 長	<p>この能舞台は前回も金春委員からも若干ご意見を頂戴したんですが、もし追加的なお話があればお願いしたいのですが。</p>
金 春 委 員	<p>材料が当時のままというのはどうお調べになられたんですか。</p>
文化財課長	<p>平成10年の台風7号で、実をいうとこの能舞台は一旦倒壊しています。その倒壊したものを復旧する際に宝暦11年という墨書銘が発見されたわけでございます。</p> <p>本来ですと、倒壊した状態で新たに復旧するときには新材をできるだけ用いて新たな形でということも考えられたのですが、この復旧に関しましては、できるだけ当時のものをそのまま使うということで復旧が行われました。また、本来、宝暦11年に建てられた全ての部材が残っているとはなかなか考えにくいものではございますが、それぞれの仕口等の改修の様子を見ますと、新たな部材を投入されたと考えにくいということでもございましたので、本来の江戸時代につくられたもの、その姿を現在にとどめているという判断をさせていただいたということです。</p>
金 春 委 員	<p>もともと月ヶ瀬村だったところの文化財が、市町村合併が済んでからこの案件が出ているということは、月ヶ瀬村で指定されたものがそのまま奈良市に移管されて奈良市の文化財になるというわけではないですね。</p>
文化財課長	<p>そのときの経緯の詳細は、埋文センター所長のほうが詳しいかと思えます。</p>
委 員 長	<p>埋蔵文化財調査センター所長。</p>
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー 所 長	<p>他の市町村では、合併の際に、そのまま新しくなった市町村で全てを指定するというところもあるのですが、奈良市の場合、奈良市域のものと月ヶ瀬村、都祁村のものとの間でのギャップがあるところがございまして、確かに地域的に見ると月ヶ瀬村、都祁村では指定に値するのですが、同じものを奈良市という観点で見ますと該当しないものも出てくるということです。</p> <p>室町時代の例えば灯籠でしたら、月ヶ瀬村には1点しかございません。ところが、奈良市には春日大社に100基以上の室町時代の灯籠がござ</p>

います。そういったバランス的なことも鑑みまして、地域的なバランスもごございますので、その後再調査した上で、月ヶ瀬村、都祁村の旧指定文化財を奈良市の指定の文化財に1つずつもう一度チェックした上でしていくということに合併協議のときにさせていただいております。

ただ、旧村指定でございますので、月ヶ瀬村、都祁村の指定文化財でございましたものは旧村指定文化財という形で文化財保護審議会の了解を得まして、旧村指定文化財、そういう名前で指定はさせていただいております。その中から奈良市の指定文化財を指定していくということになっております。

委員長 よろしいでしょうか。

都築委員 旧村指定のものを奈良市指定にもう一度見直しというのは、今も引き続きされているんですか。

文化財課長 今現在、再度調査を進めております。その中で、今回のように奈良市指定文化財という目を見た段階で指定の要件を満たしたものにつきましては、このように指定をどんどんと進めております。

都築委員 数も相当あるんですか。

文化財課長 今現在、旧村指定は、この指定をする前で75件ございました。今回2件が奈良市の指定文化財候補になっていますので、もし指定になりましたら、まだ月ヶ瀬村の指定文化財は30件、そして都祁村の指定文化財は43件という形で残っておりますが、その中で重要と判断させていただいたものについては、奈良市の指定文化財ということで、順次指定を行っていかうと考えております。

埋蔵文化財調査センター所長 奈良市の場合にはなぜ奈良市の文化財として重要かという指定理由をきちんと明記して調査をしておりますが、旧村指定の場合、それが不備なものもございまして、なぜ村が文化財として指定したのか不明なものもございます。再度文化財課のほうで調査した上で指定させていただいているところです。

委員長 ほかにございませんか。
ないようでしたら、議案第72号の採決をさせていただきたいと思えます。
議案第72号 「奈良市指定文化財の指定について」、本案を原案どおり可決することに決まましてご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、その他の案件に入ります。

その他（1）「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について」、教育総務課長、ご説明いただきます。

教育総務課長

今回は教育総務課が2件、生涯学習課が4件、学校教育課が2件、計8件でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

それでは、ご意見等ございましたらお願いいたします。

金春委員

生涯学習課4番、他の後援依頼先というので、外6市町村及び8市、これはどこなのか教えていただけますか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

6市町につきましては、京都の長岡京市、それと大山崎町、久御山町、それと大阪府高槻市、島本町、滋賀県の高島市となっております。それと、8市の教育委員会ですが、宇治市教育委員会、亀岡市教育委員会、京田辺市教育委員会、城陽市教育委員会、南丹市教育委員会、向日市教育委員会、大津市教育委員会、草津市教育委員会の8市教育委員会でございます。

委員長

京都でやりますので、どうしても大阪北部とか京都の近郊というのが入るでしょうね。

金春委員

開催地が奈良市内でないという場合でも、隣接しているということで申請を受けているというわけですが。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

奈良市ではバイオリンなどの音楽教室に子どもさんを通わされる親御さんが多いというところで、奈良市からも集客が見込めるということで奈良市にも後援の依頼が来ているというところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

それでは、ご意見もないようですから、その他（1）「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について」は了承いたします。

ここまでが今日の公開の議事でございます。あと2件、非公開の議事

がございますが、非公開と言うことで出席の方が減ります。今回教育委員の方で金春委員が任期満了で退任されます。定例教育委員会としては本日が最終ですから、一言ご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

金 春 委 員

皆様、いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

2期8年という、今から考えれば長かったのか短かったのか、あつと言う間だったなというのが結論ですが、平成20年に教育委員になっていただけないかというお話を賜りまして、光栄だとは思ったんですが、実をいいますと金春家は政治には余り介入してはいかんという、家訓というほどではないのですが、ありました。

江戸時代に一番出世したと言われるうちの先祖というのが大久保長安、大久保石見守という金山奉行がいましたが、政治的に非常に出世したものの、最終的には失脚してしましまして切腹させられたと。領地没収、召し上げという形で憂き目を見ているということがありまして、実をいうと政治等、そういった表舞台には出てはならんというのが1つございました。

それで、持ち帰らせてくださいということで即答は避けまして、その後、いろんな方面に話をしたら、せっかく選んでいただいたんならお受けしたらどうですかという多方面からお話をいただきまして、それで就任する決意をしたのがもうはや8年前になります。2期8年間、もともと私を指導してくださった先生方の顔ぶれも多々ありましたし、その先生方がどんどん退任され、お見送りするということもできました。非常にいろんな思い出があるんですが、ただ、全く政治的には素人で、皆さん方には多々ご迷惑をおかけしたのではなかろうかと今思っております。

最後に、奈良市は有形文化財が非常に多くございますので、教育というものを歴史遺産・世界遺産教育みたいな形でやっているわけですけれども、ぜひとも目に見えるもの以外の無形遺産のほうも教育現場で取り上げていただけたら我々としてはありがたいと思いつつ、いろいろとお世話になりありがとうございます。

委 員 長

どうもありがとうございました。

金 春 委 員

恐れ入ります。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

委 員 長

それでは、その後の非公開の案件は、関係者、関係機関のみで審議することにいたしますので、それ以外の方は退席をしていただいて結構でございます。

新年度の4月の定例教育委員会の日程を話すべきなのですが、4月からは新教育長のもとで新たな運営の仕方も変わりますので、この段階で4

月の定例委員会の日程を決めておくわけにはいかないと思います。また別途、ご連絡をさせていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。